

2020（令和2）年4月8日

関係各位

一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020（令和2）年4月7日（火）に「新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

当機構では、新型コロナウイルス感染症の対応として執務体制を変更していたところですが、「緊急事態宣言」を踏まえて職員の出勤を最小限にとどめることとし、本日よりテレワーク勤務の体制を強化することとなりました。

関係者の皆様にはご不便をおかけすることとなりますが、緊急事態に鑑みご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、業務上の連絡につきましては、従来通りの電話番号及びメールアドレスにて対応できる体制としておりますが、ご不明な点がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構

電話：03-5216-5871（代表）